

財務諸表に対する注記

(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア一定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産一定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一岩手県社会福祉協議会が実施する民間社会福祉事業職員共済事業の社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する。
- ・賞与引当金一なし
- ・徴収不能引当金一なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は以下のとおりである。

- (1) 岩手県社会福祉協議会 一民間社会福祉事業職員共済事業
- (2) 独立行政法人福祉医療機構一社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
当法人の事業区分は社会福祉事業区分のみであるために作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人は公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人は収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 塔ヶ崎拠点 (社会福祉事業)

- 「法人本部」
- 「特別養護老人ホームまえさわ苑」
- 「まえさわ苑短期入所生活介護事業所」
- 「まえさわ苑デイサービスセンター」
- 「まえさわ苑在宅介護支援センター」
- 「まえさわ苑指定居宅介護支援事業所」

イ つつじ館拠点 (社会福祉事業)

- 「地域密着型小規模特別養護老人ホームまえさわ苑つつじ館」
- 「まえさわ苑つつじ館短期入所生活介護事業所」

ウ 折居館拠点 (社会福祉事業)

- 「地域密着型小規模特別養護老人ホームまえさわ苑折居館」
- 「グループホームまえさわ苑折居館」

エ まえさわ介護センター拠点 (社会福祉事業)

- 「短期入所事業」
- 「通所介護事業」
- 「居宅介護支援事業」
- 「訪問介護事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	47,735,500	0	0	47,735,500
建物	805,667,772	0	32,572,525	773,095,247
定期預金	19,000,000	0	0	19,000,000
合 計	872,403,272	0	32,572,525	839,830,747

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しは以下のとおりである。

- (1) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩により、国庫補助金等特別積立金を24,795,462円取崩。
- (2) 特別費用の控除項目として計上する取崩による、国庫補助金等特別積立金の取崩しはなし。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物 (基本財産) 590,411,132円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む) 0円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,335,367,346	562,272,099	773,095,247
建物（その他）	8,875,808	6,296,512	2,579,296
構築物	16,902,791	16,218,571	684,220
機械及び装置	92,821,970	72,039,770	20,782,200
車輛運搬具	22,608,492	22,608,477	15
器具及び備品	72,120,671	65,973,429	6,147,242
有形リース資産	4,231,440	756,016	3,475,424
ソフトウェア	345,600	207,360	138,240
合 計	1,553,274,118	746,372,234	806,901,884

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	119,893,529	0	119,893,529
合 計	119,893,529	0	119,893,529

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人 等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

(塔ヶ崎拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品一定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産一定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一岩手県社会福祉協議会が実施する民間社会福祉事業職員共済事業の社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する。
- ・賞与引当金一なし
- ・徴収不能引当金一なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は以下のとおりである。

- (1) 岩手県社会福祉協議会 一民間社会福祉事業職員共済事業
- (2) 独立行政法人福祉医療機構一社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 塔ヶ崎拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
 - ア 法人本部
 - イ 特別養護老人ホームまえさわ苑
 - ウ まえさわ苑短期入所生活介護事業所
 - エ まえさわ苑デイサービスセンター
 - オ まえさわ苑在宅介護支援センター
 - カ まえさわ苑指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	195,086,993	0	12,402,878	182,684,115
定期預金	19,000,000	0	0	19,000,000
合 計	214,086,993	0	12,402,878	201,684,115

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しは以下のとおりである。

- (1) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩により、国庫補助金等特別積立金を17,848,819円取崩。
- (2) 特別費用の控除項目として計上する取崩による、国庫補助金等特別積立金の取崩しはなし。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	520,572,530	337,888,415	182,684,115
建物（その他）	8,875,808	6,296,512	2,579,296
構築物	16,902,791	16,218,571	684,220
機械及び装置	82,972,004	67,742,302	15,229,702
車輛運搬具	13,844,315	13,844,305	10
器具及び備品	53,997,588	49,238,769	4,758,819
有形リース資産	4,231,440	756,016	3,475,424
合 計	701,396,476	491,984,890	209,411,586

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	50,885,052	0	50,885,052
合 計	50,885,052	0	50,885,052

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

(つつじ館拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、機械及び装置、器具及び備品一定額法
- ・リース資産一なし

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一岩手県社会福祉協議会が実施する民間社会福祉事業職員共済事業の社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する。
- ・賞与引当金一なし
- ・徴収不能引当金一なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は以下のとおりである。

- (1) 岩手県社会福祉協議会 一民間社会福祉事業職員共済事業
- (2) 独立行政法人福祉医療機構一社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) つつじ館拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
 - ア 地域密着型小規模特別養護老人ホームまえさわ苑つつじ館
 - イ まえさわ苑つつじ館短期入所生活介護事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	262,498,938	0	9,135,150	253,363,788
合 計	262,498,938	0	9,135,150	253,363,788

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩しは以下のとおりである。

- (1) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩しにより、国庫補助金等特別積立金を2,502,564円取崩。
- (2) 特別費用の控除項目として計上する取崩しによる、国庫補助金等特別積立金の取崩しはなし。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産） 253,363,788円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 0円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	390,391,038	137,027,250	253,363,788
機械及び装置	1,557,816	79,966	1,477,850
器具及び備品	4,816,144	4,337,847	478,297
合 計	396,764,998	141,445,063	255,319,935

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	14,948,567	0	14,948,567
合 計	14,948,567	0	14,948,567

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

(折居館拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品一定額法
- ・リース資産一なし

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一岩手県社会福祉協議会が実施する民間社会福祉事業職員共済事業の社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する。
- ・賞与引当金一なし
- ・徴収不能引当金一なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は以下のとおりである。

- (1) 岩手県社会福祉協議会 一民間社会福祉事業職員共済事業
- (2) 独立行政法人福祉医療機構一社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 折居館拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑩))
 - ア 地域密着型小規模特別養護老人ホームまえさわ苑折居館
 - イ グループホームまえさわ苑折居館
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	47,735,500	0	0	47,735,500
建物	348,081,841	0	11,034,497	337,047,344
合 計	395,817,341	0	11,034,497	384,782,844

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しは以下のとおりである。

- (1) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩により、国庫補助金等特別積立金を4,444,079円取崩。
- (2) 特別費用の控除項目として計上する取崩による、国庫補助金等特別積立金の取崩しはなし。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産） 337,047,344円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 0円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	424,403,778	87,356,434	337,047,344
機械及び装置	8,292,150	4,217,502	4,074,648
車輛運搬具	7,224,177	7,224,174	3
器具及び備品	13,021,520	12,246,875	774,645
合 計	452,941,625	111,044,985	341,896,640

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	27,415,055	0	27,415,055
合 計	27,415,055	0	27,415,055

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

(まえさわ介護センター拠点)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等一なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア一定額法
 - ・リース資産一なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一岩手県社会福祉協議会が実施する民間社会福祉事業職員共済事業の社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する。
 - ・賞与引当金一なし
 - ・徴収不能引当金一なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は以下のとおりである。

- (1) 岩手県社会福祉協議会 一民間社会福祉事業職員共済事業
- (2) 独立行政法人福祉医療機構一社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) まえさわ介護センター拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
 - ア 短期入所事業
 - イ 通所介護事業
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 訪問介護事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,540,000	1,539,998	2
器具及び備品	285,419	149,938	135,481
ソフトウェア	345,600	207,360	138,240
合 計	2,171,019	1,897,296	273,723

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	26,644,855	0	26,644,855
合 計	26,644,855	0	26,644,855

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし